

「長寿祝金」制度について

市政要望でも常に上位となっている「高齢社会対策」は、高齢化がさらに進展していく中、今後もますますそのニーズが高まってくると予想される。

支援が必要な高齢者やその家族への支援、元気高齢者の活動へのサポートといった「高齢社会対策」を今後も充実していくため、平均寿命の伸びや高齢者の増加などを勘案して、平成26年度から「敬老祝金」制度を見直し、「長寿祝金」制度とする。

1. 長寿祝金の支給対象者および支給金額

見直し内容	77歳	88歳	99歳	100歳	101歳以上	予算額
平成26年度 ※「長寿祝金」に変更 ■節目での支給とするため、99歳・101歳以上は廃止 ■100歳は国・県・市からの敬老祝品および祝状の支給もあることから減額 ■77歳はこれまでの敬老祝金制度では初めて受給対象になっていたとともに、88歳も含めてその対象者数が多いことから、制度変更の周知期間を設けるため、経過措置として77歳と88歳は1年間は同額で存続	1万円	2万円	廃止	2万円	廃止	【H26 予算額案】 2億1,730万円
平成27年度～ ■77歳は廃止 ■88歳は減額	廃止	1万円				—

2. 【参考】現在の敬老祝金の支給対象者および支給金額

	77歳	88歳	99歳	100歳	101歳以上	予算額
敬老祝金	1万円	2万円	3万円	5万円	5万円	【H25 予算額】 2億5,578万円

【問い合わせ先】
保健福祉局高齢者支援課（582-2407）